

事前評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	道路事業(無電柱化事業)					
地区名	一般国道248号(羽根北町工区)					
事業箇所	岡崎市柱曙2丁目~戸崎町					
事業のあらまし	<p>一般国道248号は、愛知県蒲郡市を起点とし岐阜県岐阜市に至る幹線道路である。岡崎市内では中心市街地を南北に縦断し、37,000台/日の交通量を有しており、交通ネットワークの軸となっている。また、第一次緊急輸送道路に指定されており、災害時には救急搬送及び物流ルートとして重要な役割を担う路線である。</p> <p>当該箇所は、一般県道桑谷柱線と交差する庄司田一丁目交差点から、主要地方道岡崎刈谷線と交差する戸崎町交差点を結ぶ区間に位置し、本事業にて両交差点間の1.03kmを整備する計画である。</p> <p>沿道付近には、指定緊急避難場所(地震)に指定されている羽根小学校、小豆坂小学校、岡崎工科高等学校があり、災害時後方支援病院に指定されている岡崎南病院もある。</p> <p>こうした背景から、本事業は、電線共同溝の整備により、地域の防災性強化、歩行者等の安全確保及び良好な都市景観の形成を図るものである。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>①地域の防災性強化 ②歩行者等の安全確保 ③良好な都市景観の形成</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費	内訳				
	16.6億円	■工事費15.6億円 ■用補費0.6億円 ■その他0.5億円				
事業期間	採択予定年度	2025年度	着工予定年度	2025年度	完成予定年度	2031年度
事業内容	電線共同溝整備 道路延長L=1.03km(整備延長L=2.06km)					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>①地域の防災性強化</p> <p>一般国道248号は広域的な交通・物流の軸となる路線であるとともに、第一次緊急輸送道路に位置付けられており、災害時には地域内で救急搬送・物流ルートとして重要な役割を担う路線であるため、地震や台風等の災害時においても道路の機能を維持することが重要であり、無電柱化による防災性の強化(災害時の電柱倒壊による道路寸断の防止)が必要である。</p> <p>②歩行者等の安全確保</p> <p>無電柱化により歩道の有効幅員を増やし、歩行者等の通行空間を広げるとともに、岡崎市自転車ネットワーク計画に基づき、安全かつ円滑な自転車通行空間を整備することで、交通安全性が向上する。事業区間の一部区間が通学路に指定されているため、特に必要性が高い。</p> <p>③良好な都市景観の形成</p> <p>岡崎市内の中心市街地を南北に縦断する交通量の多い路線であることに加え、事業区間の近くにはJR岡崎駅があり、人の行き来が多い地域となっている。岡崎駅周辺とあわせて無電柱化を進める事により良好な景観の創出を図る必要がある。</p>				

判定	A	<input checked="" type="radio"/> A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 <input type="radio"/> B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																																							
	【理由】	第一次緊急輸送道路の防災機能の強化や交通安全性の向上が見込めること、歩行者等の通行環境の向上が見込めること、良好な都市景観の形成が見込めることから、事業実施が必要である。																																																																							
1) 貨幣価値化可能な効果	【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】 ・本事業は交通安全対策を主目的とした事業であるため対象外となる。																																																																								
2) 貨幣価値化困難な効果	・貨幣価値化困難な効果として『広域的な防災能力の向上が期待できる』、『交通弱者に対する安全性向上が期待できる』、『集約型まちづくりの実現に寄与する』があげられる。 ①地域の防災性強化 a) 広域的な防災機能の向上が期待できる ・事前評価時：地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当するため、得点「3」 ②歩行者等の安全確保 b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる ・事前評価時：本事業区間の一部は小学校の通学路となっているほか、岡崎市自転車活用推進計画(R4.3)において、全区間が自転車ネットワーク路線に位置付けられているため、得点「3」 ③良好な都市景観の形成 b) 集約型まちづくりの実現に寄与する ・事前評価時：道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上するため、得点「1」																																																																								
②事業の効果	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">達成目標 (社会資本整備方針)</th> <th>評価対象の判断</th> <th colspan="2">貨幣価値化困難な効果 評価基準表</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>評価項目</th> <th>基礎点</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2 あ い ち を 守 る</td> <td rowspan="4">③地震・津波対策の推進 ④風水害対策の推進</td> <td rowspan="4">○</td> <td><input type="checkbox"/> a) 広域的な防災機能の向上が期待できる</td> <td>MAX3</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6 交 通 事 故 対 策 の 推 進</td> <td rowspan="4">○</td> <td><input type="checkbox"/> b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる</td> <td>MAX3</td> <td rowspan="4">3</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1 あ い ち を 高 め る</td> <td rowspan="4">②地域の活性化</td> <td rowspan="4">○</td> <td><input type="checkbox"/> b) 集約型まちづくりの実現に寄与する</td> <td>MAX3</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと一体となった道路整備に該当する</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">総合計</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">評価値</td> <td colspan="2">0.78</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標 (社会資本整備方針)		評価対象の判断	貨幣価値化困難な効果 評価基準表					評価項目	基礎点	得点	2 あ い ち を 守 る	③地震・津波対策の推進 ④風水害対策の推進	○	<input type="checkbox"/> a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3	3	<input checked="" type="checkbox"/> 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3	<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2	<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1	合計			3	3	6 交 通 事 故 対 策 の 推 進	○	<input type="checkbox"/> b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3	3	<input checked="" type="checkbox"/> 通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する	3	<input type="checkbox"/> 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する	2	<input type="checkbox"/> その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1	合計			3	3	1 あ い ち を 高 め る	②地域の活性化	○	<input type="checkbox"/> b) 集約型まちづくりの実現に寄与する	MAX3	1	<input type="checkbox"/> 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと一体となった道路整備に該当する	3	<input type="checkbox"/> 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する	2	<input checked="" type="checkbox"/> 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する	1	合計			3	1	総合計			9	7	評価値			0.78	
	達成目標 (社会資本整備方針)		評価対象の判断	貨幣価値化困難な効果 評価基準表																																																																					
				評価項目	基礎点	得点																																																																			
	2 あ い ち を 守 る	③地震・津波対策の推進 ④風水害対策の推進	○	<input type="checkbox"/> a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3	3																																																																			
				<input checked="" type="checkbox"/> 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3																																																																				
				<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2																																																																				
				<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1																																																																				
	合計			3	3																																																																				
	6 交 通 事 故 対 策 の 推 進	○	<input type="checkbox"/> b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3	3																																																																				
			<input checked="" type="checkbox"/> 通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する	3																																																																					
<input type="checkbox"/> 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する			2																																																																						
<input type="checkbox"/> その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する			1																																																																						
合計			3	3																																																																					
1 あ い ち を 高 め る	②地域の活性化	○	<input type="checkbox"/> b) 集約型まちづくりの実現に寄与する	MAX3	1																																																																				
			<input type="checkbox"/> 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと一体となった道路整備に該当する	3																																																																					
			<input type="checkbox"/> 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する	2																																																																					
			<input checked="" type="checkbox"/> 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する	1																																																																					
合計			3	1																																																																					
総合計			9	7																																																																					
評価値			0.78																																																																						
※道路・街路事業の事業評価マニュアル（令和6年2月 愛知県建設局道路維持課・道路建設課、都市・交通局 都市基盤部都市整備課） 【評価値】 ○事前評価時：(3+3+1)点 / (Max3点×3項目) = 7点 / 9点 = 0.78																																																																									

	判定	A	(A) 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。																																																						
	【理由】	貨幣価値化困難な効果の評価値は0.78であり、基準値である0.6を超えているため、事業効果の発現が期待できる。																																																							
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>2030</th> <th>2031</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>設計・手続き</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス・水道等の移設工事</td> <td colspan="3">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線共同溝本体工事</td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">12.5</td> <td colspan="2">4.1</td> <td colspan="2">16.6</td> </tr> </tbody> </table>								年度		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	計	工種区分	設計・手続き	←→								ガス・水道等の移設工事	←→								電線共同溝本体工事			←→						事業費(億円)		12.5				4.1		16.6	
	年度		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	計																																															
	工種区分	設計・手続き	←→																																																						
		ガス・水道等の移設工事	←→																																																						
		電線共同溝本体工事			←→																																																				
事業費(億円)		12.5				4.1		16.6																																																	
2) 地元の合意形成	・2020年10月に電線管理者と事業実施の合意を得ている。また、工事に関する地元周知など事業について地元理解を得るための取組を実施する。なお、用地買収は不要である。																																																								
3) 環境への影響	・長期間の工事となることが想定されることから、周辺地域への騒音や振動の影響について配慮した施工が必要となる。また、歩道内での工事であることから、歩行者の安全な通行について十分な対策を行う必要がある。																																																								
判定	A	(A) 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																																							
【理由】	愛知県電線地中化推進協議会等を活用し、関係事業者協議を行うことで円滑な事業環境が整う見込みであり、計画の実行性が確保されている。																																																								
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	無電柱化には裏配線方式や軒下配線などの代替方式があるが、沿線家屋等の配置状況や周辺道路網を考慮すると、当該区間では電線共同溝方式が最も合理的である。																																																							
	判定	A	(A) 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。																																																						
【理由】		現地状況から電線共同溝方式が最も合理的である。																																																							
III 対応方針(案)																																																									
事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																																								
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																									
■対象(事業完了後 5年目) □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 - 【主な評価内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災上の支障となる要素の解消 ・歩行者等の通行に係る安全性の改善状況 ・周辺の景観向上 																																																									
V 事業評価監視委員会の意見																																																									
VI 対応方針																																																									